平成２７年（フ）第４００号
栃木県さくら市卯の里１丁目14番地３　サンティア美輝Ｂ102
債務者　関　　智博
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町96番地６　グリーンコーポ102号室、前住所栃木県宇都宮市御幸町232番地12　アレストセキグチ２　102号
債務者　髙田　肇子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８０号
岡山市中区平井３丁目966番地18
債務者　山本　克也
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目６番５－１号
破産者　中村　唯子
1　破産債権の届出期間　平成27年11月25日まで
2　一般調査期日　平成28年１月20日午前11時30分
平成27年10月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
広島市東区中山中町６－22－101、住民票上の住所広島市東区中山南１丁目23番５－505号
破産者　黒川　　浩
1　破産債権の届出期間　平成27年11月27日まで
2　一般調査期日　平成28年１月19日午前11時
平成27年10月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４０号
京都府城陽市寺田西ノ口28番地の２
破産者　竹島　　清
1　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月14日午後２時
平成27年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５４号
三重県伊賀市ゆめが丘３丁目４番地の17、前住所三重県伊賀市平野東町89番地の２
破産者　伏屋　敦司
1　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午後２時30分
平成27年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４９号
大阪市平野区平野西１丁目３番７号
破産者　株式会社中田商店
1　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年２月１日午後２時
平成27年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９号
埼玉県川越市大字吉田１番地３
破産者　増田　　愛
1　破産債権の届出期間　平成27年12月９日まで
2　一般調査期日　平成28年１月20日午後２時
平成27年10月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７号
北海道小樽市銭函３丁目522番地16
破産者　株式会社ティー・エム・ティー・シー
1　破産債権の届出期間　平成27年12月10日まで
2　一般調査期日　平成28年１月19日午後３時
平成27年10月28日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１７１号
愛媛県松山市東野３丁目10番51号
破産者　岡本　和也
1　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
2　一般調査期日　平成28年２月４日午後２時20分
平成27年10月29日　　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１７号
山口市泉都町５番25号
破産者　宮崎　　修
異議申述期間　平成27年12月28日まで
平成27年10月29日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３６８６号
埼玉県さいたま市中央区大戸４丁目４－14
破産者　菊地　博紀
免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
平成27年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０５２号
東京都港区西新橋１丁目20番３号虎ノ門法曹ビル９階虎ノ門法律経済事務所内
清算株式会社　株式会社ＫＢＲ
代表清算人　浅沼　昭男
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０６１号
東京都港区白金台４丁目20番９号パシフィック白金台501号
清算株式会社　エヌ・アイ・キャピタル株式会社
代表清算人　川添　一巳
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第７号
京都府亀岡市大井町並河３丁目１番１号
清算株式会社　ロイヤル株式会社
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
奈良市高畑町1116番地の６
再生債務者　公益財団法人奈良県林業基金
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年10月27日　　奈良地方裁判所

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
石川県能美市浜町ル73番地の４
再生債務者　株式会社山田特機
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年10月27日　金沢地方裁判所小松支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３３号
栃木県宇都宮市西刑部町1284番地１
再生債務者　石塚　克彦
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月１日から平成27年12月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部